

マイナ保険証への移行に伴う第2号被保険者の要介護・要支援認定申請等の医療保険資格情報の確認方法について

令和6年12月以降、これまでの健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されています。

第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)の場合、医療保険被保険者証の写しの提出を求めているところですが、保険者証の発行が終了していることから、本市では医療保険加入の情報は以下のように確認をします。

マイナ保険証を保有している

次のいずれかの方法により確認します。

- (1) マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報画面」の提示
- (2) マイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報が表示された画面の提示
- (3) 医療保険者が発行する「資格情報のお知らせ(※1)」の提示
- (4) 本人の申請等により医療保険者が発行する「資格確認書(※2)」の提示

市ではマイナポータルにアクセスする端末を用意していないため、ご自身のスマートフォン等でアクセスしてください。

マイナ保険証を保有していない

医療保険者が発行する「資格確認書(※2)」の提示で確認します。

(※1) 医療保険者からマイナ保険証を保有している者等に対して交付される、氏名・生年月日、医療保険の被保険者証番号、保険者情報等が発行された書面

(※2) 医療保険者からマイナナンバーカードを取得していない者、マイナナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者等に対して交付される、氏名・生年月日、医療保険の被保険者証番号、保険者情報等が発行された書面。
マイナナンバーカードの紛失等により、申請して交付されている者も含む。

なお、「資格情報のお知らせ」「資格確認書」を紛失した場合は、ご自身の事業所や自治体の国民健康保険担当部署にお問い合わせください。

山武市の国民健康保険加入者はこちら：国保年金課(0475-80-1143)

Q & A

Q. 介護認定の申請をしたいが、介護保険被保険者証が見つからない。

A. 介護保険被保険者証が手元にない方は、申請の際に「介護保険証等再交付申請書」を記入していただきますので、窓口で介護保険被保険者証がないことをお伝えください。

Q. 申請書に記載する医療保険の保険者名はどれを書けば良いか？

A. 『保険者名』は医療保険証に書いてある発行元です。市町村名や後期高齢者医療広域連合、事業所の名前が該当します。

Q. 医療保険証をコピーして添付しないといけないのか？

A. 65歳以上の方は、原則、記入だけで構いません。

ただし40歳以上65歳未満の第2号被保険者の方は、医療保険資格情報の確認をします。マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報画面」や医療保険者が発行した「資格確認書」など、医療保険の資格情報が確認できるものをご用意ください。

Q. 医療保険の資格情報がわかる書類(資格確認書等)を紛失した。どうすれば良いか？

A. 再交付等の手続きについて、各保険者(ご自身の事業所や自治体の国民健康保険担当部署、千葉県後期高齢者医療広域連合)にお問い合わせください。

Q. 医療保険の情報がわからなくても申請を受理してもらえるか。

A. 原則、受理できません。情報が記載された申請書を提出してください。

Q. 郵送等、窓口に行かずに申請する場合はどのようにすればよいか。

A. 医療保険の資格情報が確認できる書面の写し等を添付して申請してください。